

徳島県選挙管理委員会告示第二十五号

鳴門市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、次のとおり変更した旨の報告があった。

令和五年三月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

施設 の 名 称	桑島地区コミュニティセン ター	
変更 事項	名 称	
変 更 の 内 容	変更前	鳴門市桑島老人憩いの家
	変更後	桑島地区コミュニティセンター